

## 中小漁業の本質に關する一考察

瀧澤菊太郎

### 一 問題の提起

日本の國民經濟構造を研究するに當つて、中小工業を無視しえないことはいまや常識になつていふと言えよう。日本における中小工業の占める地位はそれほど重要なものであり、また多くの問題を擔つていたのである。これについては大正末期以來幾多のすぐれた研究がなされ、<sup>(1)</sup> 激しい議論がたたかわせられながら今日に及んでい

る。これに對して、最近歐米に於てもスモール・インダストリー (small industry, smallbusiness, small firm) が問題としてとり上げられ、次第に注目をひいていふようである。勿論、このスモール・インダストリーにしてもそ

の理解の仕方は一樣でなく、従つてまた問題としてのとり上げ方も異つてゐる。しかし、それらの相違を考慮に入れても尙、歐米に於けるスモール・インダストリーは日本に於て問題となつてゐる中小工業とはかなりその質を異にするもののものである。

例えば、マインシャルの流れをくむフローレンス<sup>(2)</sup> やビィチャム<sup>(3)</sup> は、スモール・インダストリーを經營規模の大小による經營經濟的な競争力の面から捉え、小經營が大經營に對していかに不利であるかを問題にしてゐる。そこで問題となつてゐる小工業は、産業革命過程で淘汰される家内工業や手工業ではなくて、産業革命後に於ける資本主義的競争過程で生じた小工業なのである。従つてそれは小工業とは言ふものの、近代的産業資本としての資格

を有しており、たゞ規模が相対的に小であるという意味での小工業なのである。

ところが同じマーシャルの流れをくむものでもステイ・インドルとなると單に經營規模の大小ということだけでは満足していない。即ちステイ・インドルは、マーシャルの代表的企業 (the representative firm) の理論を批判し、今日では大企業が獨占到まで成長しているため大企業と小企業との間には斷層とも言ふべき大きな開きが存在していることを指摘している。そして小企業は、單に規模の大小による不利ばかりでなく、「獨占的支配」(monopolistic domination) による不利益をもうけ、マーシャルが示したような「下から上への運動」(a bradmove-ment from below upward) はもはや殆ど行われず、小企業は小企業のまゝ窮迫状態で存続することを述べている。こゝでは小企業と密接な關聯をもつものとして獨占的支配が考慮されている點で前者とは異なる特色もっているが、こゝでもやはり小企業は産業革命後に於ける資本主義的競争によって生じたものとして理解される。

中小漁業の本質に關する一考察

これがレヴィになると獨占的支配のもつ意味は更に強調される。即ち彼は、産業制度 (Industrial system) の發展を、問屋制度 (putting-out system) から産業革命を経て工場制度 (factory system) に推移し、これが集積過程を通じて獨占的支配する新問屋制度 (new putting-out system) の今日に至っていると説明する。そしてこの新問屋制度に於ては、小工業は獨占的企業の問題屋制的支配をうけ、これに従屬するものとして理解されている。こゝでは小工業が從屬性の問題をもつものであることが強調されているのである。

更にマルクス經濟學の流れをくむドップになると、小企業の問題は明らかに資本主義の獨占段階に於ける問題として理解されている。即ち、獨占資本は問屋制支配の形で小企業を直接支配するばかりでなく、國家政策をも含むあらゆる方法を用いて所謂「獨立の」小企業をも支配するのである。ドップは、經濟組織は常に「混合組織」(mixed system) であると述べているので、小企業という言葉の下にかなり廣い範圍のものを考えているようであるが、やはりその中心となっているのは資本主義的獨

占段階に至って獨立性を失った産業資本なのである。<sup>(6)</sup>

以上、夫々その意味するところは異り、問題としてのとり上げ方も異っているのであるが、それにも拘らず最近歐米に於て問題となつてゐるスモール・インダストリには共通した點が認められるようである。即ちそれは産業革命を同一條件で経過した後<sup>(7)</sup>に生じたものであるという點である。産業革命を経過して一應産業資本となつたものがその後の資本主義的競争に於ておくれをとり、他方の大企業或は獨占的巨大大工業に對置されることになつた小工業なのである。従つてそれはまた産業革命過程で問題となつた小工業とは勿論異つてゐる。

ところが、日本に於て問題となつてゐる中小工業はこれとはかなりその質を異にしている。それは産業革命過程で淘汰される家内工業や手工業でもなく、また産業革命後に生じた規模の大小による小工業でもない。しかしある意味ではその何れをも含むものとも言えるのである。それは言わば産業革命の後進國的特殊性を母胎として生成したものであると言えるかもしれない。日本に於ける大規模生産發生の條件の相違、従つてまた産業革命

過程に於ける大工業と小工業との展開の條件の相違が、日本中小工業を生成せしめたのである。

西歐に於ては、近代的大工業は家内工業・手工業を淘汰しつゝ自生的に展開したのであるが、日本に於ける近代的大工業は言わば西歐から移植導入されたものであつた。そしてこれらはその後、國家の保護育成の下に急速な發展をとげたのであるが、その發展の過程に於て小工業と競争關係に立つことが殆どなかつた點に大きな特色をもつてゐる。即ち移植導入された近代的大工業と在來の小工業とは日本國民經濟に於ける二元的構造を形成し、相互に依存關係に立ちながら産業革命を推進したのである。在來工業は先ず第一にあまり變化することなくそのまゝ輸出産業化して近代的大工業の移植導入費や原料輸入費をまかした。そして第二に、勞賃財産業として日本國民經濟の消費構造を従來通り擔當し、低い生活水準に基く低賃銀を可能ならしめた。この低賃銀が日本に於ける大工業の發展にいかにか寄與したかは改めて述べるまでもないであらう。このような在來小工業の支柱の上に大工業は展開し、この大工業の發展によつて確保さ

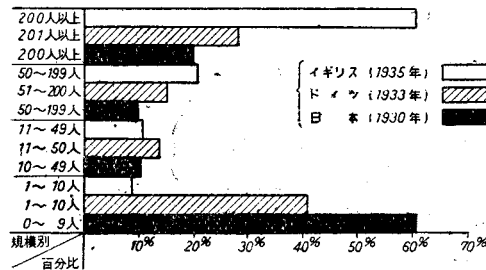
れた國家的獨立はまた在來小工業の展開を對外的に庇護するといふ相關關係に立つていたのである。

在來小工業に於ける展開は、移植大工業の發展に比較すれば緩慢だったとは言ふものの、明治末以降工場工業化がかなり廣汎にみられるのである。しかしこの言わば産業革命を経た産業資本的なものは、他方に既に獨占到まで成長していた巨大工業が存在していたため、資本としての自律的展開を行うことが妨げられ、むしろ産業革命過程で淘汰されるべき家内工業・手工業と同一の社會經濟的地盤に立たせられることになったのである。ここに他方の獨占到まで成長した巨大工業とは質的に異り、而も單なる小工業でもない一體としての「中小工業」が意識されるに至つた理由がある。従つてそこにおける中小工業は、形態としては工場工業化している産業資本的なものから、家内工業的なものに至るまで各種各様のものを含む異質的雜多なもの總稱で、特に零細規模のものが多い點に特色をもっている。試みに、産業革命後の日本に於ていかに零細性が高かつたかをみるため、いま計算の基礎も異り、規模別區分も異なることを一應無視し

中小漁業の本質に關する一考察

て、日本・ドイツ・イギリスに於ける工業被備者の規模別分布を圖示してみると第一圖の如くである。

〔第一圖〕 日獨英規模別工業被備者分布比較



ところが戦後は、

このような中小工業の理解に對して、「中小企業」という言葉の普及が示す如く、これを「中小資本」の問題として理解しようとする傾向が強くなつてきているようである。勿論これにもいくつかの説があり、一様ではないが、そこには中小工業を中

小資本として理解し、これを歐米に於けるスモール・インダストリの問題に接近せしめて、獨占資本主義下に於ける共通の問題として、取扱おうとする態度が一貫してみられるようである。私は、このような態度を、獨占資

本主義下における中小工業を、「資本的な問題を擔う中小工業」と、「勞働的な問題を擔う中小工業」とに整理する立場として、更に一步進んで理解してみたいと思う。もしこのように整理されうるとすれば、後者を中小工業と稱することは當然問題となるであらう。或は他の言葉で呼ばれるのが適當であるかもしれない。しかし、このように勞働者的問題を擔うものを中小工業から一應分離することは、そのもつ意義が小であることを意味するのではない。むしろ日本に於ては、このような勞働者的問題を擔っているもの占める地位が非常に大きい點に特色があるのではないかとすら私は思っているのである。

以下、この小論文に於ては、戦後登場した「中小漁業」に注目して、これを中小資本として捉える立場についての若干の考察を行いつつ、「中小漁業」の本質をいかに把握すべきかについての試論を行つてみることにする。漁業はその上層部に於ては移植大工業的な急速な展開をとげたのに對して、底邊に於ては農業的な舊態依然たる状態に停滞しており、いわば日本國民經濟構造の展開の縮

圖ともいうべき特質をもっている點で非常に興味深い。而もこの漁業に於て、中小漁業が戦後に問題となったということは、日本國民經濟構造矛盾としての中小工業問題の戦後的展開と今後の動向を研究する上に一つの手がかりを與えるのではないかと思われるからである。

- (1) 藤田敬三・伊東侍吉編「中小工業の本質」昭和二十九年参照。
- (2) S. Florence: *Logics of Industrial Organization*, 1933.  
: *The Logics of British and American Industry*, 1953.
- (3) A. Beacham: *Economics of Industrial Organization*, 1948.
- (4) J. Steindl: *Small and Big Business, economic problem of the size of firms*, 1947.
- (5) H. Levy: *New Industrial System*, 1936.  
尚レヴィは最近英國小賣商業に於けるメモーン・システムについて論じている。  
H. Levy: *Retail Trade Association*, 1942.  
: *The Shops of Britain, a study of retail distribution*, 1948.
- (6) M. Dobb: *Studies in the Development of Capitalism*, 1948.

alism, 1951.

尙これについては黒松殿「独占段階における中小工業——モリス・ドップの小企業観」同志社大學經濟學論叢、昭和二十九年九月参照。

(7) フランスマでも中小企業總連合 (Confederation Generale des Petites et Moyennes Entreprises) が組織され、やはり産業資本的な中小企業が問題となっているようである。ところがドイツでは、手工業 (Handwork) が問題の中心となっており、産業資本的な中小工業は特別な問題対象とはなっていないようである。

Union internationale de l'Artisanat et des petites et moyennes Entreprises industrielles et commerciales "Documentation internationale"

W. Wernet: Gewerbestruktur und Gewerbepolitik in europäischer Sicht. ("Schmolers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft," 第三巻 第五號参照。

(8) 山中篤太郎「中小工業の本質と展開」昭和二十三年参照。

(9) 例えば、伊東岱吉「日本産業構造と中小工業」昭和二十五年。

同 「独占と中小企業をめぐる理論的諸問題」三田學會雜誌昭和二十九年九月十號牛

中小漁業の本質に關する一考察

尾眞造「中小企業論」昭和二十七年。  
高宮普「中小企業の本質に關する試論」前掲  
「中小工業の本質」所收。

## 二 中小漁業の本質について

(1) ある論者は、總漁獲高の約七割が中小漁業によって生産されると述べているが、これによっても漁業に於て中小漁業の占める地位の一端がうかがわれるであろう。

このような重要性をもつ中小漁業の窮迫化は當然政策にとつてもまた重要な課題でなければならぬ。事實はまや中小漁業は漁業政策上の中心的課題の一つとなっているのである。昭和二十七年末に成立した「中小漁業融資保證法」はその一つの現われであると言えよう。

他面中小漁業は理論的にもまた多くの問題を含んでいる。そもそも我國の漁業經濟研究は、川合氏や嵯川氏の先驅的研究があつたにも拘らず、戦前は殆ど進展しなかつたのであるが、戦後急速に各方面で活潑化し、こゝに小沼勇氏以下による所謂「マニユ的漁業理論」が出現することになった。中小漁業は理論的にはこの「マニユ的

「漁業」を止揚するものとしての意味をもっている。同時に、それはまた前に述べた中小工業についての理論的諸問題をも含んでいるのである。

だがこのように理論的にも政策的にも重要な意味をもっている中小漁業とは一體何なのであろうか。中小漁業についての實態分析は最近漸く各方面から發表され、その現狀は次第に明らかとなりつゝあるが、中小漁業の本質についての研究は現在殆ど行われていないと言えるようである。

「中小漁業」という言葉自体が戦後それも最近になって漸く普及した言葉である。これには「中小工業」或は「中小企業」という言葉からの轉用もあるかもしれない。しかし單にそれだけで片づけることの出来ないのは勿論である。もし單なる轉用だったならば、中小漁業という言葉は何ら内容のない流行的言葉たるに止って、今日の如く理論的政策的重要性をもつことはなかったであろう。

この戦後登場した中小漁業に關する問題は、具體的には種々の内容と形態とを以て現われた。即ち、漁場問題、

濫獲問題、歩合制問題、漁業資材價格及び魚價問題、漁業協同組合問題、金融問題、税金問題、或は漁業種別に、以東底曳問題、カツオマダロ漁業問題等々。これらの諸問題は當初個々別々にとり上げられ、個別的に政策の對象となっていたのであるが、次第に一體として問題とされるに至った。即ち、これらの諸問題は、日本國民經濟構造に於ける中小漁業の危機に關するものとして意識化されるに至ったのである。

中小漁業問題が戦後に登場したという事實は、中小工業問題が昭和初頭に發生したと對比して考へると、重要な意味をもっていることに氣がつくであろう。即ち、現象的にみれば、漁業に於ても在來工業の動力化にも比すべき漁船動力化がやはり明治末より大正昭和にかけて行われているにも拘らず、昭和初頭中小工業が問題となつた當時は中小漁業問題は發生せず、「沿岸漁業」、「零細漁民」が問題としてとり上げられ、漁村經濟更生が問題となつていたのである。なぜこの時期に中小漁業問題は發生せず、戦後になって登場したのであろうか。こゝに中小漁業の本質を解く鍵があるのではないか

と私は思うのである。

「中小漁業」問題が戦後に登場したという事實の裏には、漁業經濟の構造的分析が戦後急速に發展したということと關聯があるのかもしれない。しかし私は、分析の對象たる漁業經濟構造が昭和初期と戦後との間に少しの變動もなく、たゞ分析の方法が進展したために戦後「中小漁業」問題が発生したのだとは思わない。なぜなら昭和初期の漁業經濟構造と戦後のそれとの間には明らかに變動がみとめられるからである。従つて、中小漁業問題が戦後登場したという事實の基盤には、中小規模の漁業における戦後の矛盾が存在しているのでなければならぬ。では中小規模の漁業における戦後の矛盾はどこに求められるのであろうか。私はこれを、戦前から戦後にかけての日本國民經濟構造の變動に求めるのが至當ではないかと思う。

かくして、中小漁業の本質を解く鍵は、中小漁業問題が戦後に登場したという事實から、更にその基盤となっている「日本國民經濟構造の一環としての」漁業における構造的變動に求められなければならないことになる。

中小漁業の本質に關する一考察

ではそれはいかにして求められ、解明されるのであろうか。いまこれについて答える前に、現在の漁業經濟研究における「中小漁業」概念の吟味しておくことが、問題の意味を明らかならしめる上に役立つのではないかと思う。

一般に中小工業に關する諸問題を實際に措置しようとする場合、措置對象となるものとならないものとの限界を明瞭にする爲には、何らかの量的基準によらざるをえないのであるが、中小漁業にあつてもやはり量的基準によつて規定することが試みられている。例えば、水産廳編「水産業の現況」(一九五二年版)に於ては、昭和二十四年三月のセンサスに従い、従事者五人を基準として「漁家」と「漁業企業體」を區分し、後者の中所謂「水産五社」を除いたものを「中小漁業」としている。また「中小漁業融資保證法」では、従事者三〇〇人使用漁船總トン數一〇〇〇トンを上限とし、「漁業を營む個人」をも合めてこれ以下のものを總て「中小漁業」としている。(同法第二條)しかしこの量的基準は、一方「中小漁業」でないものを枠内に混入せしめず、他方「中小漁業」を



枠外に逃さないものであることを要する。これらの誤をさげようとすれば、量的基準は單なる量的なものではなく、中小漁業の本質を捉えこれを量的に表現したものでなければならぬ。そこで、このような量的基準の基礎となる質的な中小漁業の規定が問題となるのであるが、こゝではこれを次の三つの型に分けてみてみたいと思ふ。

既に述べた如く、中小漁業という概念は、理論的には「マニユ的漁業」という概念を止揚するものとしての意味をもっているのであるが戦後普及したこの「マニユ的漁業」という概念はなかなか根強く、未だに中小漁業＝マニユ的漁業という考え方、即ち中小漁業というのはマニユ的漁業の俗語であるという考え方があとを絶たない。そこで先ず、この「マニユ的漁業説」をとり上げ、次に、獨占的漁業以外を總て中小漁業とする説、第三に、現在の中小漁業概念の主流をなしていると思われる「中小漁業資本説」をみてみることにする。勿論現在の「中小漁業」概念が總てこの三つの型に集約されるとは思われないが、その主要なものはこの三類型に含まれていると考え

てよいであろう。

- (1) 水産事情調査所「漁業理論に關する諸問題」昭和二十九年。
- (2) 川合角也「漁撈論」、蜷川虎三「水産經濟論」、「水産經濟學」。
- (3) 英國でも漁業經濟の研究はごく最近迄殆ど進展してないようである。

H. F. Taylor: Survey of Marine Fisheries of North Carolina, 1931.

尙これについては、「水産時報」昭和二十九年九月號の筆者の書評を参照されたい。

- (4) 例えば、山中篤太郎他「中小漁業企業體經營分析」(I)(II)(III)昭和二十七年—二十九年。
- 伊東岱吉他「S縣S郡K町漁業實態調査」三田學會雜誌昭和二十八年八月號。
- 磯部喜一他「中小漁業の組織化・協同化の研究」昭和二十九年。
- 岩切成郎「中小漁業存續の形態」鹿兒島大學水産學部紀要第三卷第一號昭和二十八年。
- 近藤康男他「東北段階における宮古の漁業」昭和二十九年。
- 山本敬三郎「漁業協同組合と中小漁業」漁業經濟研究第三卷第一號昭和二十九年。

- (5) 「漁業經濟研究」第一卷第一號第二卷第一號第二號、夫々の卷末所收の「戰後漁業經濟關係資料文集」参照。
- (6) 前掲「中小工業の本質と展開」一二五頁及び小沼勇・清水弘「日本漁業經濟發達史序說」昭和二十四年九二—九四頁参照。
- (7) 例えば脇坂泰彦「我國の漁業經濟」序論（東京商科大學六十周年記念論文集所收）参照。
- (2) 「マニユ的漁業」という概念が一應歴史的位<sub>づ</sub>けをもつて使用されるようになったのは、小沼勇・清水弘兩氏による「日本漁業經濟發達史序說」（昭和二十四年）からであると言えるが、これはその後次第に發展して、近藤康男編「日本漁業の經濟構造」（昭和二十八年）では次のように規定されるに至った。

「大型定置、地曳、船曳等の發達は明治後期綿絲網への轉化を契機として、構造を改良しつつ生産力を増大してゆく。それらは沖合漁業の資本制的發達と相互に關聯しつつ封建的諸關係をもち乍らも、全體的には舊形態から資本制生産形態へと漸次的に質的轉換をとげてゆくのである。尙これらの資本制漁業をこゝにマニユファクチュアの漁業というのは、それらが資本制生産の端緒的形

態として資本と勞働との對立的結合が生じているが、技術的には漁船航行の動力化と漁撈作業の部分的機械化が行われているにせよ、勞働行程は依然として技術的手勞働の體系であり、機械作業への體系的變化が未だ行われていないということによる。而してこれらの漁業は工業におけるマニユファクチュアとは異り、原料加工の體系ではなくして、魚群を捕えるべき漁期と瞬間との二重のクリティカルモメント（危急機）を中心に勞働力の凝集を必要とする「協業の體系」が主體となる。それにも拘らずマニユ的とするのは、價值増殖の手段として技術的にも發展段階的にも、丁度工業に於けるマニユ段階と對應しているからであり、前期的商人資本と對立、從屬の諸形態をもつ初期産業資本の性格をもつているからである。（同書十一—十二頁）

このようなマニユ的漁業概念自體にも問題がないわけではない。上西泰藏氏などはつとにこれに對する疑問を提出している<sup>(1)</sup>、最近では石渡貞男氏が、マニユ的漁業に對して「資本制協業的漁業論」を展開している<sup>(2)</sup>。しかしこゝではこの問題を一應別としてふれないことにす

る。

さて戦後種々の問題を擔って登場してきた中小漁業の内容を、上述の如き「マニユ的漁業」として理解することは果して正しいであろうか。現實に問題となっている中小漁業が、「マニユでもない協業でもないまさしくマニユ的な」漁業を含むことは事實であると思うが、それは更に技術的には工場制工業的漁業と呼ばれるものをも含んでいるのではないだろうか。そしてまた中小漁業は、「前期的商人資本と對立、從屬の諸形態をもつ初期産業資本の性格をもつ」漁業を含むものだとは思ふが、それだけが總てだとすると現實の中小漁業問題を理解することが出来ないのではないだろうか。

私は、漁業經濟構造が戦前から戦後にかけて變動した中で、「マニユ的漁業」自體も發展し、もはや「マニユ的漁業」では把握出来ない問題が生じてきたところに、これを止揚するものとしての「中小漁業」が戦後登場してきた意味があるのでないかと思つてゐる。即ち、「中小漁業」とは、技術的には單純協業から工場制工業的なものに至るまで様々の段階のものを含み、各種の存立形

態をもつ異質的雜多なもの總稱ではないかと考えてゐるのである。そしてこれら異質的雜多なものを「中小漁業」として總稱せしめるものは、これらを一體として問題化させた戦後の漁業經濟構造矛盾であり、更にこのような矛盾を發生せしめた構造的變動ではないかと考えてゐる。

要するに、「マニユ的漁業」は、種々の批判はあるにしても、明治末以降の「資本制的漁業」の歴史的發展段階を規定する概念としては一應の意味をもつてゐると言えるのであるが、これを更に「中小漁業」の實體として理解するとすると、どうも私には問題を理解する上に狭すぎるのではないかと思はれるのである。

(1) 書評「日本漁業經濟發達史序説」(上西泰藏)農業綜合研究臨時増刊、昭和二十五年九月。

(2) 石渡貞男他「漁業の再生産構造」昭和二十八年。

(3) 「マニユ的漁業」が中小漁業を狭く規定するのに反して、第二の説は通俗的に「漁家」と呼ばれる小生産者の漁業をも含めて廣く中小漁業を規定する。前に述べた「中小漁業融資保證法」における量的規定はこの説を

反映したものと云えるであらう。尤もこの法律に於て、所謂「漁家」をも含めて「中小漁業」としたのは、融資の保證を行う漁業信用基金協會の資金についての特別な政策的考慮がその裏にひそんでいたことを見逃してはならないのは勿論である。

この説に屬するものとしては、庄司東助氏の見解<sup>(1)</sup>などもあげられると思うが、こゝでは中楯與氏の見解をみてみよう。

「遠洋漁業における保護的政策による産業資本の形成、更には獨占資本（漁業における）の確立、國家獨占資本への移行は、沿岸漁業から沖合漁業への發展、即ちこれら小經營及中經營の自立的發展よりも寧ろ下請的從屬的關係を強化し、沖合漁業の中經營に前期的諸性格を殘存せしめると共に、これらを中間として零細且多數の沿岸小經營をその基底に殘存せしめる構造を形成するに至つたのである。……（戦後）遠洋漁業における廣汎な漁場の喪失は、最近における漁業協定により擴大が企圖されると共に、又他方では沖合、沿岸漁業への遠洋漁業の進出、換言すれば漁業獨占資本の沿岸沖合中小漁業資本及

中小漁業の本質に關する一考察

小生産者への壓力となつてあらわれたのである。かくて沖合沿岸漁業に於ける中小經營の分解と停滞とが急速に顯現し、更にはシェール、租税等による他の國家獨占資本からの壓力（外部からの）とが加重され、更には中小經營間の競争、漁業資源の涸渇、商業資本の寄生化等によつて分解は促進され、半プロ、プロ化への一步手前にあるのが現狀である。<sup>(2)</sup>

こゝでは明らかに小生産的漁業をも含めた一體としての中小漁業が獨占的漁業に對置されている。しかしこの説に對してはいくつかの問題が提出されなければならぬであろう。

先ず大洋漁業以下通俗的に水産三社乃至五社と呼ばれている漁業大會社を果して獨占的漁業と規定しうるかについての問題である。これについては既にいくつかの研究が行われ<sup>(3)</sup>一般的には獨占的漁業として規定されてはいるものの、まだまだその實體については研究の餘地を多く殘していると思われる。

第二に、非獨占的漁業を總て中小漁業と規定することについての問題である。これは上限と下限との二つの問

題に分かれる。先ずその上限について。これは一應の利潤をあげ資本としての展開を行っているが、獨占的漁業とは言えないような漁業をも中小漁業と規定しうるかどうかという問題である。最近の中小工業論争に於ても、山中篤太郎教授が非獨占的資本を總て中小資本として規定することに疑問を提出され、また高宮晋教授が支配的な獨占資本と從屬的な中小資本とは別に自主的な大資本を規定しておられるのに對して、伊東岱吉教授は、「獨占の支配收奪を蒙らぬ大工業や大資本の存在の餘地はあるにしても、その餘地は獨占支配の發展につれて益々せまめられ偶然的とならざるをえない」と述べて自主的大資本をむしろ無視される態度をとっておられるようである。このような伊東教授の態度は中楯氏の見解にもみられ、中楯氏は寶幸水産以下の漁業經營を産業資本段階にあるものとして一應は別にとり扱いながらも、やはりこれらは中小企業的な性格をもつものであると規定して自主的漁業資本の存在を否定している。しかし、漁業に於て果して自主的漁業資本というものが存在しないかどうか、具體的に言えば寶幸水産などをそのように規定しう

るかどうかということ、今後に残された問題として更に分析される必要があるであらう。

しかし、こゝで最も問題となると思われるのは下限、即ち小生産者の漁業をも含めて中小漁業と規定することについてである。資本主義の獨占段階に於ては、支配者たる獨占資本と被支配者たる非獨占資本との矛盾が大きく浮び上るのであるが、基本的な矛盾はやはり資本主義である以上資本と労働との對立におかれなければならぬであらう。とすれば資本制的な漁業經營と小生産的な漁業とを一體として獨占的漁業に對置することには問題があるのではないだろうか。いま兩者の再生産構造をみてみると「小生産者の漁業」に於ては、生産手段（その占める割合は低い）と結びついた漁業者が自ら生産したものを、流通過程その他を通じて獨占資本に吸上げられるのに對して、資本制的漁業に於ては、とにもかくにも資本制生産機構を通じて漁業労働者から吸上げたものを、流通過程その他を通じて再び獨占資本に吸上げられるのである。この資本制的漁業は、いわば獨占資本の直接生産者收奪のための仲介者たる役割を果しているの

であり、一方では歩合制度にまつわる身分的諸関係や漁場所有についての前期的諸関係を利用して可能な限り漁業労働者をしぼるのであるが、他方しぼってもしぼってもそれは獨占資本に再びしぼりとられることとなり、結局殆ど「利潤」と名のつくものはえられず、「資本」としての展開は妨げられているのである。

このように、この「資本制的漁業」は、結果としては殆ど利潤と名のつくものはえられず資本としての展開が妨げられているとはいふものの、その本質はやはり「資本」に近いものであると考えられる。これに對して小生産者の漁業は、自ら生産したものを吸上げられるという點で、前の資本制的漁業に比較すればむしろ漁業労働者に近い性格をもっていると考えられる。勿論、これは漁業小生産者と漁業労働者とが同一範疇に屬するという意味ではないが、しかし現實には小生産者の漁業が實質的に漁業労働者に近い性格をもっているというばかりではなく、定置網漁業やカツオマグロ漁業その他にみられる如く、漁業労働者が休漁期に自ら小生産者の漁業を行うという例も多い。この場合、概念的には両者は分けられ

中小漁業の本質に關する一考察

専兼別個人漁業經營者世帯數

	總數	235,758
	專業	33,709
	兼業總數	202,049
第一種兼業	總數	101,374
	自營兼業のみを行うもの	47,330
	自營兼業と被備を行うもの (A)	34,233
	被備のみもの (B)	19,811
第二種兼業	總數	100,675
	自營兼業のみを行うもの	38,286
	自營兼業と被備を行うもの (C)	49,130
	被備のみもの (D)	13,259
	(A)+(B)+(C)+(D)	116,433

(註) 專業とは、漁業經營以外の産業を營まず、被備収入もないもの。  
 第一種兼業とは、漁業以外に他の産業を營むか被備収入があるが、主に漁業經營収入に依存するもの。  
 第二種兼業とは、漁業外収入に主として依存しているもの。  
 昭和 29.1.1. センサスによる。

るが現實にはお互に錯綜しているのであり、漁業労働者の擔う矛盾と小生産者の漁業の擔う矛盾とは密接に相關しているのである。このことは小生産者の漁業と漁業労働者との關係ばかりでなく、他の賃労働者と小生産者との關係についても言うことが出来るであろう。いま昭

和二十九年一月一日の第二次漁業センサスから、個人漁業經營世帯二三五、七五八戸の中、他人に雇われて収入

をえているものをみてみると、一一六、四三三戸で四九・三%を占めてゐる。

このように、言わば「労働者的な問題」を擔っているものと、「資本的な問題」を擔っているものとを一體として中小漁業と規定することには、どうも問題があるように思われるのである。少くともその場合には、「資本的な中小漁業」と「労働者的な中小漁業」とを區別し、兩者の擔っている問題の相違を指摘することが必要なのではあるまいか。

(1) 庄司東助「日本漁業概説」昭和二十五年。

(2) 中橋興「沖合沿岸漁業の諸問題」九州大學産業労働研究報第四號(昭和二十七年)六十九頁。

(3) 例えば前掲「日本漁業の經濟構造」「日本漁業概説」の他に

水産事情調査所「漁業に於ける財政と金融」昭和二十七年。

同「漁業における再生産構造」昭和二十七年。

(4) 山中篤太郎「中小企業本質論の展開」(前掲「中小企業の本質」所收)

(5) 高宮晋「中小企業の本質に関する試論」

(6) 前掲「獨占と中小企業をめぐる理論的諸問題」

(4) 現在「中小漁業」概念の主流をなしているのはこの「中小漁業資本説」であると思われる。前に述べた「水産業の現況」における量的規定などはこの説の流れをひいているものと言えよう。勿論この説も各論者によって多少の相違はあるのであるが、こゝでは川島優、茂木六郎氏らの見解をみてみることにする。

「第一に、獨占資本的漁業。第二に、中小資本(乃至中小企業)的漁業。第三に、小生産者の漁業。第二の：中小資本的漁業の範疇には、勿論いわゆるマニユファクチュア形態における漁業も包含される。しかし一般に、機械制大工業が支配的となり、國民經濟の總體に對する獨占的支配が形成され始めるときは、資本家的大企業からとりのこされて中小資本の手中に委ねられておられた生産諸形態においても、多かれ少なかれ機械的技術化が行われ、すでに單純に手工的マニユファクチュアと稱しえないものとなっているのが常である。このようなものをわれわれはむしろ中小工業乃至中小企業と稱する(1)のが至當であらう。」

こゝでもやはり前項でふれた獨占的漁業の問題、及び自主的漁業資本の問題は指摘されなければならないが、しかしこゝでは、この問題を一應別として、「中小漁業資本説」に對する小沼氏の批判を利用しつゝ、この説の吟味を行つてみることにする。

小沼氏はこの中小漁業資本説には二つの缺點がみられるとしている。

「その一つは歴史的に中小資本の性格が把握されていないことである。戦後の資本主義の段階で獨占資本と對抗するもの、或は獨占資本主義の條件の下に規制される生産諸形態としての中小資本を規定することはたしかに重要なことであろう。けれどもそれだけでは不十分である。それは戦前のマニユ的漁業の發展の過程と戦後におけるその位置と性格についての十分な検討なしに……規定することは出来ない。」

現在の「中小漁業資本説」に於て中小漁業の歴史的把握が不足しているという小沼氏の批判には私も同感である。既に述べた如く、私は戦前から戦後にかけての漁業經濟構造變動がマニユ的漁業を止揚するものとしての中

中小漁業の本質に關する一考察

小漁業を意識せしめたのだと思うのであるが、現在の「中小漁業資本説」ではこの點についての歴史的把握がどうも不足しているようである。しかし中小漁業の歴史的把握は、小沼氏の言う如く「戦前のマニユ的漁業の發展の過程と戦後におけるその位置と性格」とを検討すれば充分なのであるうか。私はそれだけでは不十分だと思ふ。それは、漁業經濟構造を日本國民經濟構造の一環として理解し、「中小工業」との對比に於て歴史的構造的に把握されねばならないと思ふのである。

さて小沼氏の第二の批判點に移らう。

「その二は……半封建的諸關係の規定がかけていることである。それは明瞭に否定されている。……戦後數ヶ年間に於ける「民主的」漁業改革にも拘らず規定の半封建的諸關係は極めて強固に残存し、逆に再編成されつゝあるとみられる。この關係を現段階に於ても充分理解することが必要であり……この點について右の中小資本説はかけているのではなからうか。」

私は、「中小漁業資本説」が必ずしも前資本主義的諸關係、例えば漁業權、漁場所有についての諸關係や歩合制



度、船頭制度にまつわる身分的諸關係等を否定しては思わないが、これらについての理解が不足していることはやはり認めざるをえないのではないかと思う。しかし、だからといって、このような前期的諸關係の殘存が「中小漁業資本説」を否定することにはならないであろう。「中小漁業」は、これらの諸關係の殘存を充分理解した上で尙、「中小漁業」として把握されねばならないのではあるまいか。即ちそれは、濃淡さまざまに前期的諸關係をもつ各種各様の異質的雜多なもの總稱であり、獨占資本の支配する場に於て蒙るいろいろの壓力を、その濃淡さまざまに前期的諸關係を利用して漁業労働者に轉嫁し、これによつて漸くその存立を維持しようところに中小漁業の中小漁業たる所以があると私は思うのである。この壓力轉嫁の槓杆としての前期的諸關係を分析することが、「中小漁業資本説」に残された今後の重要課題の一つであると言えよう。

以上、歴史的把握の不足、及び前期的諸關係把握の不足について、小沼氏の批判を利用しつゝ吟味を行つてきたのであるが、この「中小漁業資本説」に對してはまた

別の角度から問題が提出されねばならないと思う。

それは、幾人かの雇傭労働者をもち、一應の資本制的外見をもっているにしても、殆ど利潤と名のつくものを獲得出来ないようなものが果して中小「資本」として規定されうるだろうかという問題である。<sup>(4)</sup>前項に於て、小生産者の漁業の擔う問題と資本制的な漁業の擔う問題との相違を指摘したのであるが、現實の日本漁業に於ては

従事者數別經營體數

従事者數	經營體數
1人	73,365
2~3人	113,771
4~5人	31,387
6~9人	12,886
10~19人	9,745
20~29人	4,619
30~49人	3,198
50~99人	2,265
100~149人	288
150~199人	111
200~299人	59
300人~	50
計	251,744

昭和 29. 1. 1 センサスによる。

表にみられる如く従事者四—九人の經營が四萬餘もあり、現實に中小資本的漁業と小生産者の漁業とを分離して把握することは著しく困難である。また従事者十人以上の經營にしても、嚴密には利潤を獲得しているとは言えないような經營を果して「資本」として規定しようだろうかという山中教授の問題指摘はあてはまるのである

う。

しかし、資本制的生産機構をもちながら、獨占資本の壓力の故に、自己を資本として展開しうるだけの利潤を獲得出来ないところにこそ、中小資本の中小資本たる特質があるのではないだろうか。また、現實に判定困難な經營がかなり存在するにしても、その理由の下に、勞働者的な問題を擔う經營と資本的な問題を擔う經營とを一體として規定することにはやはり問題があるように思われる。

(1) 漁業問題研究會「漁業における再生産構造及び財政金融に關する討論會」昭和二十八年五七—五八頁。

(2) 前掲「漁業理論に關する諸問題」三十二頁。

(3) 同 三十三頁。

(4) 前掲「中小企業本質論の展開」二十一頁。

(5) 以上、三つの「中小漁業」概念の型について夫々吟味を行ってきたのであるが、同時に、中小漁業の本質に關する我々の立場についても或程度ふれえたのではないかと思う。

さて、日本國民經濟構造の一環としての漁業に於ける構造的變動に、「中小漁業」の本質を解く鍵を求める我々

中小漁業の本質に關する一考察

の立場にあっては、先ず後進國日本の産業革命の特殊性が問題とならねばならない。なぜなら現在の日本國民經濟構造は、日本産業革命の後進國的特殊性を理解することなしには把握出来ないからである。日本産業革命の特殊性は既に述べた如く、移植導入されたものであって自生的に展開したものではない點にある。それは後進國産業革命に特徴的な二元的構造の上に立って始めて展開した近代産業化なのである。この二元的構造は、日本漁業に於ても亦特徴的にみることが出来る。即ち、一方における漁場所有關係を中心とした幕末的體制の殘存と他方における國防産業の一環としての機械制的漁業の移植創出(明治三十年の遠洋漁業獎勵法以降)がそれである。前者は、國內漁場、國內市場と結びつきつゝ小生産者の漁業から緩慢に展開し、後者は海外漁場、海外市場と結びつきつゝ國家の強力な保護育成の下に急速に展開してゆく。従って兩者は若干の例外はあるにしても殆ど競争淘汰の關係に立つことはなかったのである。かくして、これらは日本國民經濟構造に於ける二元的構造、在來産業循環と移植産業循環とに結びつくものなのである。私

はこの意味に於て日本漁業經濟構造の展開を在來漁業及び移植漁業として二元的に把握することが必要なのではないかと思う。

緩慢に展開する在來産業に於ては、明治末より大正昭和にかけての動力化が重要な意味をもっている。特に工業に於てはこの時期の動力化が昭和初期以降の「中小工業」問題と密接な關聯をもっていることは既に述べた通りである。ところが漁業に於ては、やはりこの時期に漁船動力化が行われているにも拘らず昭和初期に「中小漁業」問題が発生してないのである。なぜであろうか。

この漁船動力化は、在來漁業に於ける資本制化、即ち資本制的在來漁業の一般的展開の契機となるものなのであるが、在來工業に於ける動力化とはかなりその性格を異にしているのである。即ち、在來工業に於ける動力化は、形態的には一應機械制工場工業への轉化を意味し手工的技術に基く小生産者をかなり驅逐することに成功している。(典型的な例としては、綿織物業に於ける力織機の手織機驅逐<sup>(1)</sup>)。これに對して漁船動力化は、航行過

程における動力化が主で、若干の例外はあるにしても、漁撈過程は依然として手工的段階に止つていたので、生産力上決定的な優位を齎すことが出來ず、小生産者の漁業と激しく競争しながらも殆どこれを驅逐しえなかつた。勿論この際、漁場所有についての前期的諸關係が、資本制的在來漁業の小生産者の漁業驅逐を強力に妨げたことを忘れてはならない。他方この時期に於ては、資本制的在來漁業と機械制移植漁業との競争は、漁場に於ても市場に於てもそれほど激しくは行われず、移植大漁業によってこれらの資本制的在來漁業の展開が強力に妨げられることはなかつた。従つてこゝでは、資本制的在來漁業と機械制移植漁業との對立という形で問題とされるよりも、むしろ資本制的漁業一般に對する前資本制的漁業が問題の中心となつていたのである。かくして昭和初期に於ては、沿岸漁業が沖合遠洋漁業に對置され、中小漁業ではなくて沿岸漁業、零細漁民が問題として意識されたのである。ではこのような漁業經濟構造は戦後いかに變動したのであろうか。中小漁業の本質を解く鍵を、戦前から戦後にかけての構造的變動に求める我々の立場か

らすれば、この點こそ重要な問題でなければならぬ。いまその構造的變動の要點を簡単に述べれば次のようである。

戦時統制による移植漁業内部の集中化の進展、これが戦後水産五社と呼ばれる獨占的漁業經營となつて出現する。これらは敗戦によつて大きな打撃をうけたが、國家政策によつて急速に再建され(例えば復金融資、資材割當、漁船建造の優先)、そして海外漁場の喪失はこれら獨占的漁業をして國內漁場に進出せしめ、また國內流通市場の支配機構強化による利潤吸上げに努力せしめることになつた。かくして戦前はむしろ機械制移植漁業と共に前資本制的漁業に對立せしめられていた資本制的在來漁業は、戦後獨占的漁業と鋭く對立する立場に立つことになつた。而も戦後のインフレはこれら資本制的在來漁業をして急速に展開せしめ大型底曳、米式中着等にみられる如く技術的には機械制的漁業段階に達するものも現われてきた。このような資本制的在來漁業に、戦後の漁業ブームにつられた他産業からの轉換漁業資本、海外からの引揚漁業資本の一部が加わつて、小生産者の漁業とは

中小漁業の本質に關する一考察

別の問題領域を構成することになつたのである。即ちこれらは、現段階の日本國民經濟が世界經濟の場に於て蒙る壓力を様々な形で構造的轉嫁され、資本としての展開を妨げられているばかりでなくその存立すら危くされているという問題を擔つていたのである。こゝに戦前の「沿岸漁業」、「零細漁民」問題に代つて、戦後「中小漁業」問題が「漁家」問題と並んで登場するに至つた構造的理由はあると思われる。

要するに「中小漁業」とは、構造的壓力の故に資本としての展開を妨げられ、或はその存立すら脅やかされている「資本制的漁業」の總稱なのである。従つてこれが擔つている問題はあくまでも資本的な問題なのである。この點労働者的な問題を擔つている小生産者の漁業とは異なるものである。中小漁業は、一方で構造的壓力を轉嫁されると同時に、他方ではこれを前期的諸關係を利用して漁業労働者に再轉嫁し、これによつてその存立を維持し續けるものなのである。個々の中小漁業經營についてみれば浮き沈みがあるにしても、全體としては依然として「中小漁業」として構造的に再生産される

ものなのである。

- (1) 例えは藤田敬三「下請制工業」昭和十七年一八八頁。  
濱松市役所「遠州織物を語る」三十三頁。  
(2) 農林省統計表も第十五次統計表までは、沖合漁業と遠  
洋漁業は區別されていない。

### 三 結 び

戦前の中小工業に對し、戦後「中小企業」という言葉が普及し、中小工業を中小資本の問題として取扱おうとする態度が現われたのは、日本中小工業研究史に於て特筆すべき現象であると思われる。こゝではそのような態度の一つの現われとして、日本國民經濟構造の縮圖とも言えるような漁業に於て戦後登場した「中小漁業」をとり上げてみたのである。そして中小漁業が歴史的構造的に把握されねばならないことを述べ、この立場から中小漁業を中小漁業資本として把握する態度についての若干の考察を行つてみた。

私は、現在の中小漁業資本説には不満な點が多く、今後に残された問題も少くないと思つてゐる。また最後に簡単にふれた日本漁業經濟の構造的展開についての私見

も、單なる點描にすぎず、今後更に綿密な資料の裏づけによる研究が行われなければならないことは充分承知してしてゐる。しかし、それにも拘らず、戦後登場したこの中小漁業はそれが中小漁業資本として把握され、問題とされるだけの歴史的構造的な妥當性をもつてゐるようには私には思われる。漁業に於ては、資本的な問題を擔つてゐる中小漁業と、勞働者的な問題を擔つてゐる漁家とを分離して取扱うことの方が、これらを一體として扱ふよりも歴史的構造的な正しさをもつてゐるのではないだろうか。勿論分離すると言つても、これは兩者の密接な關係を否定するわけでもなく、また獨占資本主義下に於ける共通の立場を全く無視するわけでもない。たゞ兩者の擔つてゐる問題の質的な相違を重視して、中小漁業資本と小生産者的漁業とを構造的に分離して理解しようというのである。

このように漁業に於ては、中小漁業を中小漁業資本として理解するに足るだけの歴史的構造的な理由があると思われるのであるが、中小工業についてはどうなのであるか。中小工業に於てもやはりこれを中小工業資本と

して把握せしめるような構造的變動が戦前から戦後にかけて生じていたのであるか。或はそもそも戦前に中小工業を一體として把握したのが誤りだったのであるか。そしてまた假に中小工業を中小工業資本として把握した場合、それは歐米のスモール・インダストリと質を同じくするものとして理解されるのであろうか。現象的には兩者の間に、技術水準、經營の近代性、賃銀水準などに著しい相違が見られると思うのであるが、これらは兩者の質的な相違を示すものであろうか。それとも、中小工業資本とスモール・インダストリとはむしろ同質のものなのであり、日本の特殊性は分離された労働者的問題を擔っている工業にみとめられると考へるべきなのであろうか。

中小漁業の本質に關する一考察

冒頭にも述べた如く、日本中小工業問題は、資本主義の獨占段階に於ける問題として先進諸國と共通點をもっているばかりでなく、それはまた産業革命の後進國的特殊性が齎したものである。このような問題を擔う日本點をも含んでいるのである。このような問題を擔う日本中小工業を中小資本として把握しようとする戦後の態度はまた多くの重要な問題をもっていると思われたので、敢てこゝに中小漁業の本質についての若干の考察を行いながら、工業に於ても果して資本的な問題を擔うものと労働者的な問題を擔っているものとを分離して理解することが歴史的構造的な妥當性をもっているかどうかを一つの問題として提起した次第である。